特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	母子保健に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和2年4月1日

88 / 本 / 丰 平1

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	母子保健に関する事務					
②事務の概要	母子保健法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法に表づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関る事務 3. 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付に関する事務 4. 母子保健法による妊娠届出に関する事務 5. 母子保健法による健康診査に関する事務					
③システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー マイナポータル サービス検索・電子申請機能					
2. 特定個人情報ファイル:	名 名					
母子保健ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1の7、36の2、49、84 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第7条、第28条、第40条、第60条					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法 第19条第7号および別表第二16、26、56の2、69の2、70、87、108 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条、第19条、第30条、第38条の3、第39条、第44条、第55条					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康推進部 健康課 / 品川区保健所 品川保健センター					
②所属長の役職名	健康推進部 健康課長 / 品川区保健所 品川保健センター所長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 健康推進部 健康課 保健衛生係					

品川区役所 健康推進部 健康課 保健衛生係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

7. と同じ 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			12年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	12年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	『重点項目評価書 『全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ	ついては、それぞれ重	点項目評	価書又は全項			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除ぐ	(.)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステム	を通じた提供	を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接統	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	査	
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っ [・] 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明